

横浜市社会福祉協議会  
民間社会福祉事業従事者

安心して  
勤め続けていただくために！

# 年 金 共 済

横浜市社協の年金共済は・・・

- ◇雇用形態や職種に関わらず加入できます
- ◇勤続 1 年以上から退職金を給付します
- ◇出産・結婚の時にはお祝い金、  
入院（10 日以上もしくは 30 日以上）時にはお見舞金を給付します
- ◇勤続 1 年以上の方は貸付制度も利用できます（貸付金上限あり）



加入者

長く勤めているとそれ  
だけ退職時に有利にな  
るのでうれしいです。

加入者・事業者の声

法人独自の退職金制度がない  
ので、職場の職員福利厚生に  
役立っています。



事業者

横浜市社協の年金共済事業

加入者と法人（施設・団体）双方に掛金をご負担いただき、横浜市社協に預託し、横浜市社協は、加入・脱退などの資格管理事務及び預託された掛金を基金に積み立て運用するとともに、給付（①脱退給付②慶弔給付）事務、③貸付制度等の事務を行います。

<①脱退給付>

退職時に平均標準給与月額及び加入月数に応じて脱退給付金を支給します。（加入期間年以上の加入者のみ）

給付例（平成 30 年 4 月 1 日時点）

【金額単位：円】

平均標準 給与月額	加入 期間	本人掛金額	施設掛金額	掛金合計額	支給乗率	支給金額	本人掛金と 支給金額比	掛金合計と 支給金額比
200,000	1 年	54,000	63,600	117,600	0.297	59,400	110%	51%
200,000	5 年	270,000	318,000	588,000	2.266	453,200	168%	77%
200,000	10 年	540,000	636,000	1,176,000	5.444	1,088,800	202%	93%
200,000	20 年	1,080,000	1,272,000	2,352,000	14.888	2,977,600	276%	127%

<例>平均標準給与月額 200,000 円の場合、1ヶ月当たりの掛金はご本人 4,500 円、施設 5,300 円

## <②慶弔給付>

次の場合に慶弔金を給付します。

慶弔給付の種類	金額
加入者が結婚したとき	30,000円
加入者または配偶者が出産したとき	20,000円
加入者が病気または障害により10日以上入院したとき	10,000円
加入者が病気または障害により30日以上入院したとき	20,000円
加入者が死亡したとき	50,000円
加入者の配偶者が死亡したとき	30,000円
加入者の子が死亡したとき	20,000円
加入者が加入期間6ヶ月以上1年未満で退職したとき	10,000円

## <③貸付制度>

本事業に1年以上加入している加入者に資金が必要な際に、本会から貸付を行う制度です。

項目	内容
貸付額	1万円単位で最大100万円（但し、申請時の退職給付金額内）
利息	年3.65%（元金均等払）
借入目的	物品購入、結婚・教育資金、家の改築費用等
連帯保証人	加入者の所属する施設・団体の代表者もしくは法人の代表者

### 誰が加入できるの？

横浜市社協の会員法人（団体）が経営する施設等に勤務する有給の役職員で、社会福祉の事業に従事する方。（正職員でないアルバイトやパート等の非常勤職員の方も加入できます）

### ご注意ください！

- ① 掛金は加入者と法人（施設・団体）双方にご負担いただきます。
- ② 加入期間が1年未満の場合は脱退給付金は給付されません。  
（加入期間が6ヶ月以上11ヶ月以内で脱退した場合は慶弔給付金として1万円支給します。  
5ヶ月以内で脱退した場合は支給がありません。）
- ③ 退職せずに共済を脱退する場合は脱退給付額が1/2となります。

### 創立経緯と事業規模は？

昭和35年、横浜市内の民間社会福祉施設で働く方の福利厚生充実のために年金共済制度が生まれました。加入者及び法人（施設・団体）双方で拠出いただいた掛金の管理、運用（※1）等の事務を「横浜市社会福祉協議会」が行っています。平成30年3月末現在では、18,966名が加入しています。

※1 資金運用はみずほ信託銀行及び三井住友信託銀行へ委託しております。

### お問い合わせ

年金共済事業 事務局  
横浜市社会福祉協議会 施設福祉課  
【電話】045-201-2218  
【FAX】045-201-1661

お気軽にお問い合わせください！

